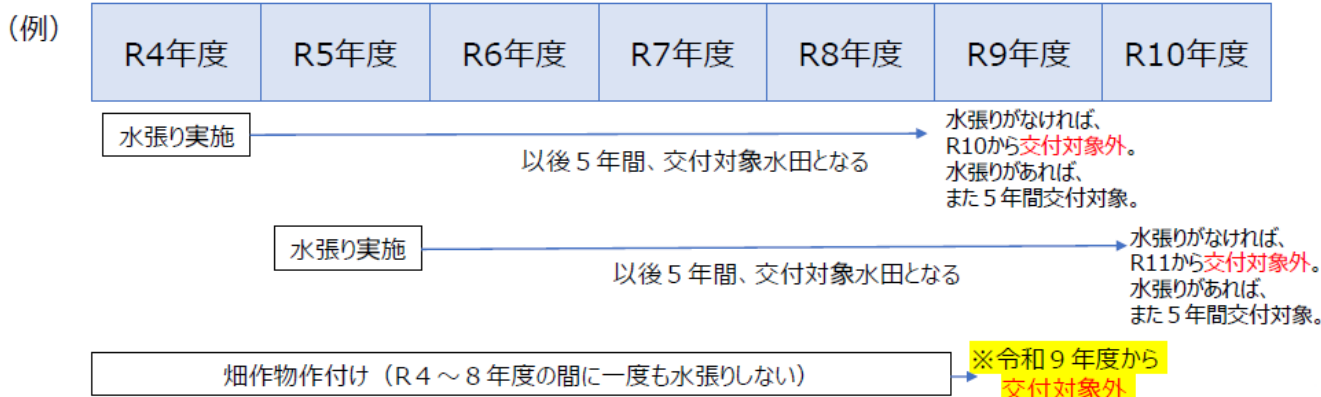


# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地については、原則として交付対象外となります。

※災害復旧や基盤整備等の対象で、水稻の作付けが困難な場合は、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象から除外されません。

※一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。



## 5年間に一度の水張りって？何をしたらいいの？

5年間に一度の水張りは、水稻を作付けすることを基本としていますが、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったものとみなします。

- 1か月以上の期間、水稻作付けと同程度の湛水管理を行うこと  
※降雨や雪解け水など、天水による湛水は認められません。
- 連作障害による収量低下が発生していないこと  
※令和4年度以降の収量が分かる書類（出荷数量が記載された伝票等）が必要です。



## 転作物物が定着している場合は、水田の畑地化もご検討ください

一定の要件の下、畑地化支援が受けられます。

(要件)

- 取組の前年度に水稻または交付対象作物を作付けしている
- 隣接した農地で、おおむね団地化された畑地が形成される
- 取組開始から5年間継続して高収益作物またはその他畑作物を作付けすること 等

畑地化支援についての  
詳細はこちら



## 水稻作付によらない1か月以上の湛水管理を行う方へ

水稻作付けによらず、1か月以上の湛水管理により水張りを行った場合は、「湛水管理実施報告書」を忘れずに市農業再生協議会へ提出してください。

※水稻作付により水張りを行った場合の報告は不要です

- 【添付書類】
- 湛水管理をしたことが分かる写真
  - 湛水管理をしたことが分かる作業日誌

報告様式はこちら



※国の方針等により、運用が変更になる場合があることをご了承ください